

富里市地域集会所建設費等補助金交付要綱

(平成10年9月10日告示第57号)

改正	平成16年12月1日告示第71号	平成18年2月28日告示第30号
	平成19年3月29日告示第48号	平成22年1月26日告示第11号
	平成25年1月17日告示第9号	平成25年3月25日告示第53号
	平成28年3月31日告示第80号	平成29年10月2日告示第101号
	平成31年3月13日告示第42号	令和2年3月31日告示第42号
	令和4年3月18日告示第34号	令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号）に定めるもののほか、市内の区又は自治会が設置又は管理する集会所の建設費等の補助金の交付について必要なことを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区等 地区住民により組織された自主的団体で、区又は自治会として届出があり、市長が認めたものをいう。
- (2) 集会所 区等が当該区域内のコミュニティ活動のための拠点として、常時使用する施設をいう。ただし、富里市共同利用施設の設置及び管理に関する条例（昭和17年条例第23号）に定める施設は除くものとする。
- (3) 建設費 集会所を建設するための経費をいう。ただし、その建設用地に係る経費は除くものとする。
- (4) 増築費 建築工事により既存の集会所の床面積を増加させるための経費をいう。
- (5) 修繕費 集会所の建物本体の維持管理上必要な修繕の経費をいう。ただし、畳の取替え及び白あり等の駆除に係る委託経費並びに電気、水道及び電話（以下「附帯設備」という。）に係る修繕費は除くものとする。
- (6) 整備費 当該施設の利用に際し、必要最小限の附帯設備の整備に係る経費であって、集会所の建物と一体として効用を全うするものをいう。
- (7) 改修費 千葉県福祉のまちづくり条例（平成8年条例第1号）第14条の整備基準に準じて実施する集会所（外溝工事を含む。）の改修に係る経費をいう。

(補助の対象)

第3条 市長は、区等が集会所を建設、増築、修繕、整備又は改修をしたときは、その費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することができる。ただし、他の補助金等と重複する場合は、交付しないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

項目	補助割合等	補助限度額等
建設費	建設費の2分の1の額（補助金の交付は、一つの区等に対して一回限りとし、再度申請することはできないものとする。） ただし、建設費の補助金の交付は、一年度につき一つの区等（火災保険、風水害保険及び地震保険（第3項において「保険等」という。）に加入しているものに限る。）を限度とする。	525万円
修繕費	保険等により補填される額を控除して得た額の3分の1の額 ただし、その修繕費の額が20万円未満である場合は、補助の対象から除く。	別表のとおり
	市が所有する施設で市が加入する市有物件災害共済の保険給付対象にあっては、その保険給付額	市有物件災害共済の保険給付額
増築費	増築費の3分の1の額 ただし、その増築費の額が20万円未満である場合は、補助の対象から除く。	50万円
整備費	整備費の2分の1の額 ただし、その整備費の額が20万円未満である場合は、補助の対象から除く。	30万円
改修費	改修費の2分の1の額 ただし、その改修費の額が20万円未満である場合は、補助の対象から除く。	50万円

2 前項の表建設費の項補助割合等の欄ただし書の規定にかかわらず、自然災害等の被害を受けたことにより、やむを得ず集会所を建て直す必要が生じた場合において市長が特に必要と認めたときは、一年度につき複数の区等が建設費を申請することができる。

3 前項に規定する場合における補助割合等については、保険等により補填される額を控除して得た額の2分の1の額とする。

(大規模災害に対する措置)

第5条 激甚災害に指定された自然災害を原因とする集会所の建設費、修繕等の補助対象及び補助率については、その都度定めるものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要の事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(青年館運営補助金交付要綱の廃止)

3 青年館運営補助金交付要綱(昭和63年告示第55号)は廃止する。

(千葉県地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金に係る特例)

4 令和元年9月9日の令和元年台風第15号、同年10月12日の令和元年台風第19号及び同月25日の大雨により被災した地域集会所の修繕等については、規則第15条の規定による補助事業等実績報告書を令和3年3月31日までに提出できる見込みがあるものに限り、第4条に規定する補助金及び千葉県地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金交付要綱(令和2年3月19日付け市第2949号千葉県総務部市町村課長通知)に規定する補助金を支給するものとする。

附 則(平成16年12月1日告示第71号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月28日告示第30号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日告示第48号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月26日告示第11号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年1月17日告示第9号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成25年3月25日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第80号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月2日告示第101号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年3月13日告示第42号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第42号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

修繕費用額			補助金限度額
	～	199,999円	補助該当なし
200,000円	～	499,999円	150,000円
500,000円	～	999,999円	200,000円
1,000,000円	～	1,499,999円	250,000円
1,500,000円	～	1,999,999円	300,000円
2,000,000円	～		350,000円